

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成 29年 6月 19日

京都府南丹保健所長 様

提出者 住所 静岡県富士市今泉700番地の1
氏名 ジヤトコ株式会社
代表取締役社長 中塚 晃章



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

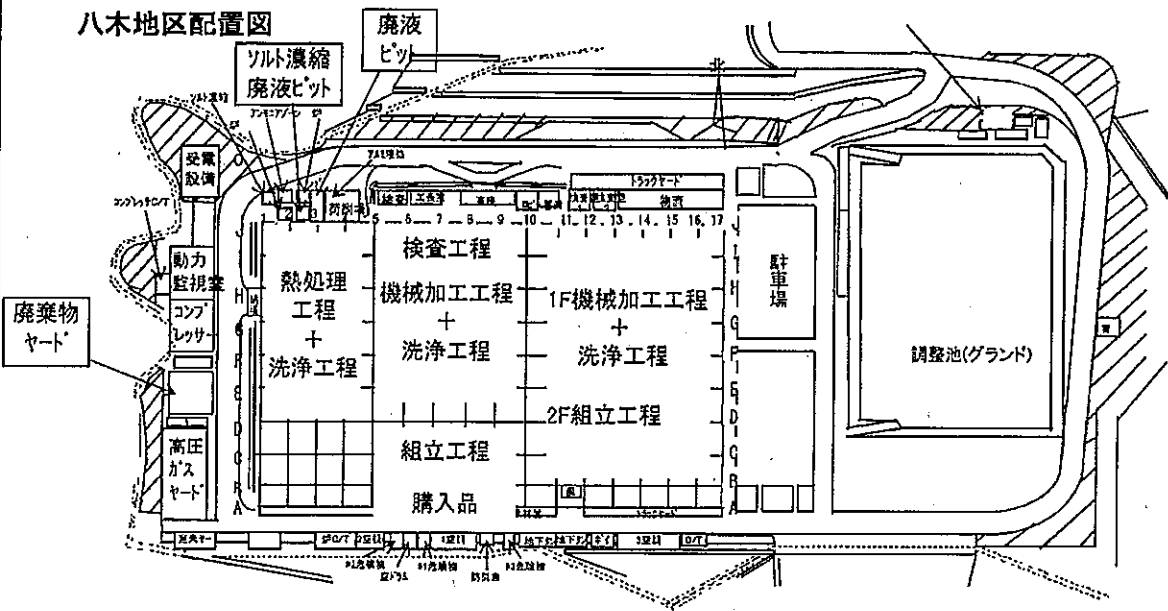
事業場の名称	ジヤトコ株式会社 八木地区
事業場の所在地	京都府南丹市八木町室橋山田10番地の1
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	輸送機械器具製造業（日本標準産業分類番号 3113）
②事業の規模	54935.4百万円（八木地区の製造品出荷額）
③従業員数	633名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙を参照願います。

工場配置図(建設業除く)

八木地区配置図

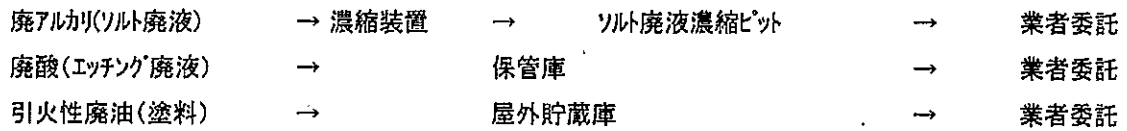


廃棄物発生工程(製造業は製造工程概要含む), 工場内処理フロー

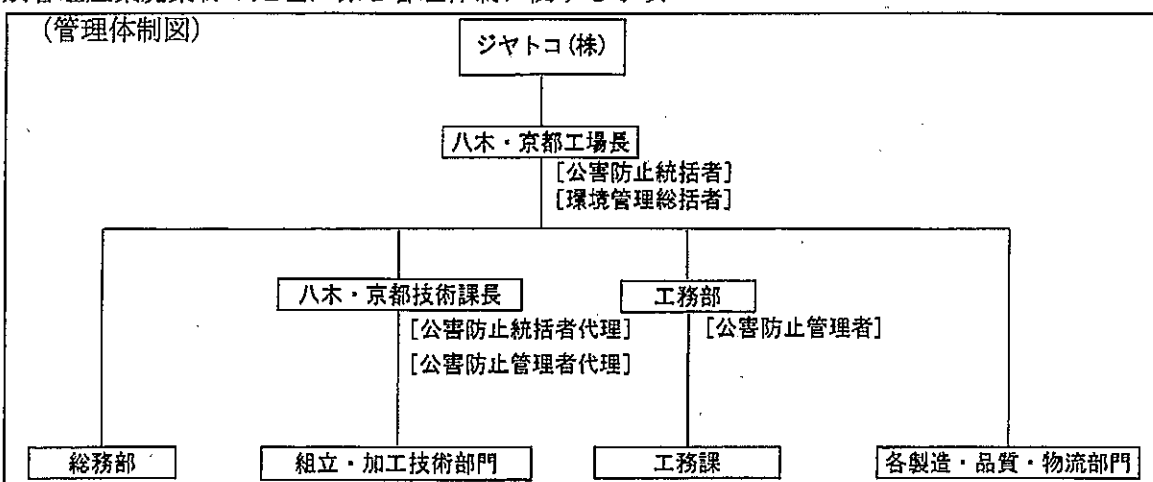
(1) 廃棄物発生工程

発生工程	発生廃棄物
熱処理工程	廃アルカリ(ソルト濃縮廃液)
検査	廃酸(エッチング廃液)
購入品	引火性廃液(塗料)

(2) 事業場内処理フロー



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度(平成28年度)実績】 610 t						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (ソルト濃縮廃液)	廃酸	引火性 廃油			
	排出量	610 t	0.002 t	0.02 t	t	t	t
①現状	(これまでに実施した取組) 濃縮装置の清掃による濃縮倍率維持						610
	【目標】 746 t						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (ソルト濃縮廃液)	廃酸	引火性 廃油			
	排出量	746 t	0.002 t	0.02 t	t	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組) 濃縮装置の配管清掃による濃縮倍率維持 ソルト持出し量の低減改善 ※過去4年間実績値の平均原単位(t/台)×生産計画台数×2%減より算出 0.0013t/台×585,874台×0.98=746t						746

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特に無し
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特に無し

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】 0t		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】 0t		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】 0t		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 特に無し			
②計画	【目標】 0t		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 特に無し			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項							
①現状	【前年度（平成28年度）実績】 0t						
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	—	—	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特に無し						
②計画	【目標】 0t						
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	—	—	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し						
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
①現状	【前年度（平成28年度）実績】 610 t						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (溶出濃縮廃液)		廃酸	引火性 廃油		
	全処理委託量	610 t	0.002 t	0.02 t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	610 t	0.002 t	0.02 t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	610 t	0.002 t	0.02 t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物収集運搬業者及び処理業者の現地処理業務の定期監査						

【目標】		746 t					
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (溶出濃縮廃液)	廃酸	引火性 廃油				
全処理委託量	746 t	0.002 t	0.02 t	t	t	t	t
優良認定処理業者 への処理委託量	746 t	0.002 t	0.02 t	t	t	t	t
再生利用業者への 処理委託量	746 t	0.002 t	0.02 t	t	t	t	t
認定熱回収業者 への処理委託量	— t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) 廃棄物収集運搬業者及び処理業者の現地処理業務の定期監査の継続							746
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。